# 令和6(2024)年度「とちぎの農村めぐり応援隊」に関する実施要領

## (趣 旨)

第1 この要領は、とちぎの農村地域の魅力をPRするSNSアカウント「とちぎの農村 めぐり(@tochigi\_noson\_meguri)」において設置する「とちぎの農村めぐり応援隊 (以下「応援隊」という。)」の委嘱及び役割等に関して必要な事項を定めるものと する。

## (応援隊の委嘱)

- 第2 農村振興課長は、次の基準を全て満たす者に対して、応援隊を委嘱する。
- (1) SNSアカウント「とちぎの農村めぐり」をフォローしている方
- (2) SNS等を活用して本県農村地域の魅力スポットやおすすめ情報等の発信を積極的 に行ってくれる方

# (応援隊の任期)

第3 応援隊の任期は、委嘱した日から令和7 (2025) 年2月28日までとする。

#### (応援隊の役割)

- 第4 応援隊の役割は次のとおりとする。
- (1) 自身のSNS等を活用した本県の農村地域の魅力スポットやおすすめ情報等の発信 及びSNSアカウント「とちぎの農村めぐり」の投稿のシェア
- (2) 県が実施する農村誘客施策に関する助言
- (3) 委嘱期間満了後、令和7 (2025) 年3月7日までに、上記(1)~(2)の実施内容について、実施状況報告書(別紙様式1)を提出

#### (情報提供等)

第5 応援隊に対しては、本県が実施する「とちぎの農村めぐり」に関する情報等を提供する。

#### (報酬)

第6 第4の(3) 実施状況報告書に基づき、応援隊の活動実績が確認された場合は、粗品を贈呈する。

## (委嘱の取消)

- 第7 農村振興課長は、応援隊が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、委嘱を 取り消すことができる。
- (1) 第4の役割を果たしていないことが判明した場合
- (2) 県民に不利益を与える等の不正行為、その他応援隊として不適当と認められる事由 が判明した場合
- (3) その他農村振興課長が応援隊として不適当と認めた場合
- 2 前項により応援隊と第三者との間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を 負わない。

# (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

# 附 則

- 1 この要領は、令和6 (2024) 年5月22日から適用する。
- 2 この要領は、令和7 (2025) 年3月31日をもって、その効力を失う。